

認定企業の取組

「くるみん」認定マーク



株式会社日本エナジーコンポーネンツ

- ◆本社所在地 石岡市 ◆業種 配電部品製造業
- ◆労働者数 142人（男性105人/女性37人）
(令和5年7月10日現在)

■くるみん認定に係る取組状況

(1) 行動計画の期間、目標及び取組について

①計画期間 平成30年1月25日から令和5年1月24日

②目標及び結果

【目標1】 所定外労働時間を削減するために、ノー残業デーの取組を徹底する。

(結果) 週2回のノー残業デーの徹底について、全体集会で社長自ら方針周知を行った。またノー残業デーにおけるやむを得ない残業について申請を行わせることとし、不要な残業が行われないようチェックを行った。取組の結果、所定外労働時間を平均10.1h/月まで削減した。

【目標2】 年次有給休暇の取得日数を年間一人当たり平均10日以上とする。

(結果) 四半期毎に2日以上の有給取得日数目標を定め、企業の部門ごとに毎月の取得状況の集計・掲示を行った。また半日休暇取得可能回数を20回から40回に倍増させ、柔軟な取得を可能にした。取組の結果、10日以上平均取得日数目標を5年連続で達成した。

(2) 認定基準（くるみん認定基準）に係る取組状況

①計画期間内の育児休業取得率

i) 男性

(認定基準：男性労働者の育児休業等をした者の割合10%以上)

50.0%

ii) 女性

(300人以下の特例認定基準：女性労働者の育児休業等取得率75%)

100.0%

②労働時間等働き方

- i) 法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均が各月45時間未満
- ii) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者はいない

③法を上回る短時間勤務制度等

i) 短時間勤務制度

次のいずれかの条件に該当しない小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員は、申し出ることにより、所定労働時間を1日6時間までに短縮することができる。

(1)日雇従業員

(2)1日の所定労働時間が6時間以下である従業員

ii) 所定外労働の制限

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために従業員が請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはできない。

■認定を受けてのコメント

この度、弊社の残業時間削減、有給休暇取得向上に向けた活動等をご評価頂き、認定を取得する事が出来ました。この次世代育成を踏まえた働き方の改革は、社員の働く意欲を向上させ、それが会社に還元されるという両者 Win~Win の関係を構築するものと考えております。

「世界のエネルギー事業発展のために挑戦し、豊かで幸せな未来への架け橋となる」ために、働き易く~働き甲斐のある「みんなが仲間としてワクワクして働ける会社」にする事を目指して、フレックスや在宅勤務の活用等、今後さらなる改善を進めて行く所存です。